

「カスハラ対策、同一労働同一賃金ガイドライン改正等説明会」 次第

日時 令和8年8月21日（金）14:00～16:00

場所 とりぎん文化会館 第1会議室

（オンライン参加併用）

○第1部 ハラスメント対策

（1）カスハラ、就活セクハラに係る改正法の内容（鳥取労働局）

（2）「カスタマーハラスメントへの対応」

鳥取総合法律事務所 松下敬志弁護士

○第2部 同一労働同一賃金

（1）同一労働同一賃金ガイドラインの改正（鳥取労働局）

（2）働き方改革サポートオフィス鳥取のご案内（働き方改革サポートオフィス鳥取）

○個別相談会（会場参加者のみ）